

保育園について

1. 保育園とは……保護者が働いていたり病気などの理由で、昼間の家庭において保育を受けられないお子さまを保護者に代わって保育をする「児童福祉法」による施設です。したがって、就学前の教育や集団生活になれさせるなどの理由だけでは入園できません。
2. 保育園に入園できるお子さまは……^{注)}保護者や同居している親族の方などいずれもが次の基準表に該当する事情により保育をできない場合です。

基準表

	保護者などの状況	基準	* 添付書類
1	昼間に居宅外で労働することを常態としている。	・ 1日5時間以上、週4日以上（月16日以上）の労働をしている	就労証明書 （雇用主又は民生委員の証明）
2	昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。		
3	妊娠中であるか又は出産後間がない。	・ 出産の前後各8週の期間	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の記載部分）
4	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。	・ 1ヶ月以上の期間 ・ 障害者手帳（1級から3級）や療育手帳（重度・中度）の交付を受けている	医師の診断書又は障害者手帳等の写し
5	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。		医師の診断書又は障害者手帳等の写し
6	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	・ 自宅の復旧作業に当たっている	り災証明書

注) 同居している親族の方などについて

1. 18歳以上65歳未満の方で就労・就学をしていない場合は保育園に入園できません。
2. 同居・別居の判断は、住民基本台帳上世帯を分離していても同一の住居に居住する場合または、住居が別であっても同一敷地内に居住している場合は同居と判断します。

* 添付書類については基本的事項により記載したもので、各世帯の実情に応じてその他の証明書が必要になることがあります。

※ 仕事を探している（求職中）状況であっても、2ヶ月を限度に入園することができます。（基準を満たす労働常態となった場合には、入園を継続することができます）

※ 上記の基準に該当し入園の申し込みをされた方で、希望する保育園が定員を超える場合には、別に定める選考基準により選考させていただきます。ただし、他の市町村にある保育園を希望されるときはこの限りではありません。

3. 葉山の保育園・・・詳しくは次の表のとおりです。

施設名	定員	保育年齢	保育時間	所在地	電話番号	主体
葉山保育園	100	産休明け～	7:30～19:00(17:00)	堀内 2050-9	875-6246	公立
葉山にこにこ保育園	85	産休明け～	7:00～19:00(18:00)	長柄 991	875-2324	私立

※ 保育時間（ ）内は、土曜日の時間です。

※ 延長保育を希望の場合は、別途費用がかかります。詳しいことは直接保育園にお問い合わせください。

申し込みについて

1. 新年度の入園（4月）・・・申し込み受け付けを12月中に子ども育成課で行います。詳しいことは、『広報葉山・11月号』で案内します。ただし、他の市町村にある保育園を希望される方は、その市町村による受け付け期間となりますのでこの限りではありません。
2. 年度途中の入園（5月以降）・・・入園を希望する月の2ヶ月前から子ども育成課で受け付けます。なお、入園希望月の前月の15日が申し込みの締め切りとなります。

入園申し込みに必要な書類

1. 必要な書類
 - (1) 保育所入所申請書
 - (2) 保育所入所状況届
 - (3) 保育できないことを証明する書類・・・就労証明書、医師の診断書 など
 - (4) 入所児童確認表
 - (5) 税金を確認する書類・・・確定申告書控、源泉徴収票 など
 - (6) その他・・・必要に応じて提出していただきます
2. 書類の提出・・・子ども育成課窓口において面接（聞き取り）を行いますので、持参していただきます。

入園決定等について

1. 申込み後・・・新年度入園の場合は内定の連絡（おおむね2月下旬）後、面接による状況確認等を行い、決定の通知（おおむね3月下旬）を保護者に行います。入園は原則毎月1日からとなります。（ただし、保育園の定員に余裕がない場合などは入園できないことがあります。）なお、入園決定後に入園を辞退または取消しされる場合は、すみやかに子ども育成課へ連絡してください。連絡のない場合は在籍とみなし、保育料を徴収しますのでご了承ください。

保育料について

お子さまが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、父親と母親の前年分所得税額（または前年度町民税額）の合算額により決定します。また、父親・母親が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の所得税等で決定される場合があります。お子さまの年齢によって決定されます。次の保育料表を参考に、保育料を確認してください。

平成25年度保育料表

階層	区 分		保 育 料 (月額)		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	被保護世帯	基準	0	0	0
2	平成24年度分 町民税非課税世帯	基準	4,000	2,400	2,400
		半額	2,000	1,200	1,200
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	基準	7,300	5,500	5,500
		半額	3,650	2,750	2,750
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	基準	10,600	8,600	8,600
		半額	5,300	4,300	4,300
5	平成24年分 所得税 5,000円未満	基準	17,200	15,000	13,800
		半額	8,600	7,500	6,900
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	基準	19,200	17,000	15,800
		半額	9,600	8,500	7,900
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	基準	31,800	29,000	27,600
		半額	15,900	14,500	13,800
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	基準	41,000	32,300	28,000
		半額	20,500	16,150	14,000
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	基準	46,000	33,000	28,500
		半額	23,000	16,500	14,250
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	基準	59,400	33,600	29,200
		半額	29,700	16,800	14,600
11	所得税 550,000円以上	基準	61,400	34,000	30,000
		半額	30,700	17,000	15,000

※1. 平成23年分より年少扶養控除(15歳未満の扶養控除)が廃止されましたが、保育料については、従来どおり年少扶養控除分も含めて所得税額を再計算しています。従って、本来の所得税額と保育料決定に用いる所得税額が異なりますので、ご注意ください。

2. 2～11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、年齢の高い順から基準額、次に半額(3人以上の入園はその児童以降0円)となります。

3. 所得税の税額控除のうち、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、電子証明書等特別控除の適用はありません。

4. 年齢の判定は入園の年度の初日の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判定は変わりません。

※※ 第2階層から第4階層で母子・父子家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人がいる場合は、次の表による保育料となります。

階 層 区 分	保 育 料 (月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2階層	0	0	0
第3階層	6,600	4,800	4,800
第4階層	9,600	7,600	7,600

入園後について

1. 入園後の状況の確認……入園後、家庭の状況が変わることがあるため、入園年度途中（7月頃）に各ご家庭の状況確認を行います。また、次年度の入園継続の希望や家庭の状況確認を行うため、12月頃に入園の継続確認を行います。なお、必要に応じて面接による資格審査を行うことがあります。
2. 保育料の決定……父親と母親の前年分所得税額（または前年度町民税額）の合算額により決定します。また、父親・母親が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の所得税等で決定される場合があります。なお、公立・私立保育園とも保護者の負担する保育料は同額です。詳しくは裏面の保育料表を参照してください。
3. 保育料の納付方法……保育料については、毎月10日頃に納入通知書を送付いたしますので指定の金融機関にてお支払いください。なお、お支払いには安全便利で確実な口座振替による納付をお勧めしています。口座振替をご希望される方は、次の金融機関にて直接手続きをしてください。

口座振替の申し込みができる金融機関	
三菱東京UFJ銀行	湘南信用金庫
みずほ銀行	三浦藤沢信用金庫
三井住友銀行	よこすか葉山農業協同組合
横浜銀行	ゆうちょ銀行

4. 保護者が育児休業をとる場合

保護者が育児休業をとる場合、児童を保育することができるため、保育園入所基準の「保育に欠ける児童」とはなりません。しかし、育児休業にかかる児童が1歳になるまでの期間、現在入所している児童（兄、姉）は継続して入所することが可能です。（保育時間は午前9時～午後5時の間になります。）

育児休業取得を証明する書類等が必要になりますので、事前にご相談ください。

5. その他

保育園ごとに、園のきまりが異なります。個人負担の教材費や持ち物、ならし保育の期間や延長保育の時間などそれぞれの園のきまりを守るようお願いします。

6. 届出について……次の場合はただちに子ども育成課へ届け出をしてください。

- (1) 退職、病気軽快、その他の理由でお子さまの保育が可能になったとき → 保育実施解除届（退園届）
- (2) 転出（転居）等により保育園へ通園できなくなったとき → 保育実施解除届（退園届）
- (3) 仕事先が変わった（転職）とき → 就労証明書の再提出
- (4) 住所、氏名、世帯構成に変更があったとき → 変更届
- (5) 入園決定後、父母等の税額に変更があったとき → 確定申告書控、源泉徴収票等の再提出
- (6) その他届け出の内容に変更があったとき → 内容により必要になる書類

連絡及びお問い合わせ先 〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135
葉山町 保健福祉部 子ども育成課 児童福祉係
電話 046(876)1111 内線 222

学童クラブのお知らせ

両親の就労や病気などにより、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して、「放課後の生活の場」を提供しています。自由な遊びの中で指導員が子どもたちを見守っています。

現在実施している学童クラブは児童館・青少年会館で行っているため、一般来館の子どもたちと一緒に過ごすこととなります。クラブ内の固定されたメンバーだけの活動と違い、不特定多数の子どもたちが係わり合いを持つ中で、遊びの幅が広がって行くことを期待しています。

学童クラブへ入会できる基準



入会できる児童は、保護者のいずれもが主に次の事情にある場合です。

- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としている。
- ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がない。(出産の前後各8週の期間)
- ④ 疾病にかかっているか、負傷しているか、精神若しくは身体に障害を有している。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にあるか、精神若しくは身体に障害を有している同居の親族を常時介護している。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。

事業の概要



- ①実施場所 葉山小学校区 → 青少年会館
一色小学校区 → 下山口児童館または青少年会館
上山口小学校区 → 上山口児童館
長柄小学校区 → 葉桜児童館
- ②実施時間 放課後から午後6時まで
ただし、土曜日や春夏冬休みは、午前9時～午後6時
- ③対象児童 小学校に在学する1年生～3年生の児童
- ④費用 無料（おやつと昼食は、いずれも各自持参です。また、保護者会などで費用負担がある場合もあります。）
- ⑤定員 上山口・葉桜児童館及び青少年会館 おおむね25名
下山口児童館 おおむね15名
※ 定員を超えた時は書類選考となる場合があります。
- ⑥申請方法 申請用紙に記入の上、子ども育成課へ申請してください。
申請用紙は子ども育成課にあります。（1F 7番窓口）
受付期間：平成25年2月1日（金）～2月18日（月）
【申請用紙】入会申請書、入会申請調査書、就労証明書 等
- ⑦登録期間 原則として1年。ただし、6ヶ月ごとに継続申請書を提出していただきます。
(継続申請書の提出がない場合は、自動的に退会となることもあります。)
- ⑧その他 学童クラブとして傷害保険及び損害保険等は加入しておりませんので、個人が任意で傷害保険及び損害保険等の加入をできる限りお願いいたします。

学童クラブの入会選考基準



学童クラブが定員を超えている場合、保護者の就労状況等により、次の基準で選考します。

(A) 常勤（フルタイム）で働く場合。

入院（予定）の場合。

重度の心身障害者の場合。

母子（父子）家庭で、母親（父親）が働く場合。

その他、クラブ入会の必要性が高いと認められる場合。

(B) パートタイムで働く場合。

自宅で自営業に従事する場合。

病気で自宅療養する場合。

中度から軽度の心身障害者の場合。

親族内の病人等を看護（介護）する場合。

出産直後である場合。

その他、クラブ入会の必要性が認められる場合。

(C) 求職中である場合。

その他、上記の各項目に該当しない場合。

※ (A) (B) (C) の順により、入会の優先度が下がります。また、祖父母の自宅が各児童館・青少年会館の近所にあるご家庭には、一般での来館へ変更していただく場合があります。

青少年会館 葉山町堀内1735-112
(葉山学童クラブ) 875-4980

上山口児童館 葉山町上山口2627
(上山口学童クラブ) 878-8052

下山口児童館 葉山町下山口1705-1
(下山口学童クラブ) 876-0991

葉桜児童館 葉山町長柄1413-154
(葉桜学童クラブ) 875-6273

問合せ：葉山町保健福祉部子ども育成課

876-1111 内線222



その他の届出

◆次のときには医療証をお持ちのうえ子ども育成課窓口へ必ず届出をしてください。

- ①住所、氏名が変わったとき
 - ②申請者（保護者）が変わったとき
 - ③加入している健康保険が変わったとき
 - ④生活保護を受けたとき
 - ⑤児童福祉施設などに入所したとき
 - ⑥里親に委託されたとき
 - ⑦重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象になったとき
 - ⑧その他、医療証交付申請時の内容に変更があったとき
- ※医療証を紛失された場合は、再交付の申請が必要になります。申請にはお子さまが加入している健康保険証、印鑑などが必要になります。

高額療養費について

◆こんなときはご注意ください！

各健康保険法では「高額療養費」という制度があり、ひと月に支払う自己負担金が一
定額（限度額）を超えた場合、超えた額相当分がご加入の健康保険から給付されるとい
う内容のものです。

葉山町の小児医療費助成事業では、医療機関（薬局等含）の請求に基づき、この「高
額療養費」分を含む自己負担金全額を助成しているため、高額療養費は葉山町が代わっ
て受け取ることになります。該当の方には、後日連絡させていただきます。

直接、保護者の口座に高額療養費が入金された場合には、町に返金いただけます。

問合せ先：葉山町保健福祉部子ども育成課児童福祉係
（役場1階7番窓口）
〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135
TEL 046(876)1111（内線 223）

葉山町小児医療費助成制度のご案内

対象者

- ◆町内にお住まいの健康保険に加入されている、0歳から中学校卒業までのお子さまで、
次に該当しない方。
- ①生活保護を受けている方
 - ②重度障害者医療費助成制度またはひとり親家庭等医療費助成制度の対象の方 など
 - ③児童福祉施設などの施設に入所している方、里親に委託されている方 など

概要

対象年齢	助成対象	所得制限	医療証の交付	医療費の助成方法
0歳児 ～ 小学校入学前	入院 ・ 通院	なし	あり 最初の交 付の際に は交付申 請が必要 です。	県内医療機関で医療証と保険 証を提示すると、保険診療分の 自己負担額が無料になります。 ※医療証が使えず、医療費を支払 った場合は、裏面《申請の手続き》 に従い子ども育成課窓口で申請し てください。
小学校1年生 ～ 6年生（※1）	入院 ・ 通院	あり	医療証の 交付はあ りません	医療機関に自己負担額を支払 い、裏面《申請の手続き》に従 い、子ども育成課窓口で申請し てください。
中学生 （※2）	入院 のみ			

（※1）小学校1年生とは、満6歳になって最初の4月1日から満7歳になって最初の3月31日
まで。小学校6年生とは、満12歳になって最初の3月31日まで。

（※2）中学生とは、満12歳になって最初の4月1日～満15歳になって最初の3月31日まで

助成対象

医療費のうち、保険診療分の自己負担分が助成範囲となります。

◎次の費用は助成の対象になりません。

- ・入院時の食事療養費 ・交通事故等で他に責を帰すものにかかる医療費
- ・保険適用外の医療費（予防接種代、検診料、薬の容器代、文書料、差額ベッド代など）

◆学校・幼稚園・保育園等の管理下でケガなどをして、日本スポーツ振興センターから
医療費の給付が受けられる場合、医療証は使えません。

医療証の有効期限

◆医療証の有効期限は次のとおりとなります。

0歳児～小学校入学前	満6歳になって最初の3月31日まで ※小学生になると所得制限がありますので、小学校入学前の3月下旬に自動判定し、結果をお知らせします。
小学校1年生～6年生	誕生月の月末（1日生まれの方は前月末まで） ただし12歳到達時のみ、到達して最初の3月31日まで

※小学生で医療証を交付中の方は、誕生月に保護者の方の所得を確認させていただきます。所得制限内であれば、新しい医療証を郵送にて交付します。転入等で所得の確認ができない場合は、所得証明書の提出をお願いすることがあります。所得限度額を超えている場合は次の誕生月まで小児医療費助成対象外となりますので、その旨の通知をお送りします。

申請手続き

◆申請に必要なもの

- ①お子さまが加入している健康保険証
 - ②印鑑
 - ③所得証明書（転入の方）
- ※対象となる所得年度については、所得制限の「対象となる所得年度」を参照

◎転入された方

- ・医療証交付申請の時期は、転入日以降（随時）になります。
- ・社会保険加入者の医療証の有効期限の開始日は、転入日の翌月1日からになります。

医療証が使えなかった時

県外やこの制度に対応していない医療機関で受診された時、医療証交付前の受診、中学生の入院など、医療機関の窓口で自己負担分をお支払いになった時は申請下さい。後日（原則申請月の翌月中旬頃）振込にてお戻しします。

◆申請に必要なもの

- ①お子さまが加入されている健康保険証
- ②医療証（発行されている場合のみ）
- ③医療機関が発行した領収書（受診者氏名、保険診療点数、受診日等、記載のもの）
- ④振込先金融機関の口座番号が確認できるもの
- ⑤高額療養費、附加給付等の支給決定通知書
- ⑥印鑑

※小学生以上は所得制限があるため、転入等により所得の確認ができない場合、所得証明書が必要になる場合があります。

所得制限

◆小学生以上のお子さまについては、申請者（保護者）の方の所得制限があります。◎保護者の所得が限度額以上の場合には、医療費の助成を受けられません。保護者とは、主たる生計中心者です。両親ともに所得がある場合は、所得の高い方で判定します。

対象となる所得年度

対象	期間	確認する所得
小学校6年生 までの入院・通院	誕生月が1～6月	直前の誕生日の年の前々年分の所得
	誕生月が7～12月	直前の誕生日の年の前年分の所得
中学生の入院	診療月が1～6月	診療月の前々年分の所得
	診療月が7～12月	診療月の前年分の所得

所得限度額

◆所得限度額は、税法上の扶養人数によって異なります。

扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額
0人	532万円	2人	608万円	4人	684万円
1人	570万円	3人	646万円	5人	722万円

◎扶養人数が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算してください。

◆所得額の算出方法の目安

- ①所得額は次の額が基本になります。
給与所得の方は給与所得控除後の金額 ・ 事業所得の方は必要経費を差引いた金額
※いずれも、源泉徴収票、税額通知書、確定申告書（控）等を参考にしてください。

②生計中心者（両親ともに所得がある場合は所得の高い方）の所得で判断します。
③次に掲げる(1)の80,000円を差引き、さらに(2)～(7)に該当する場合は、それらの額を差引いて限度額と比較してください。

	控除の種類	控除額
(1)	児童手当法施行令第3条第1項による控除	一律 8万円
(2)	雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
(3)	老人控除対象配偶者及び老人扶養親族	1人につき 6万円
(4)	障害者控除	1人につき 27万円
(5)	特別障害者控除	1人につき 40万円
(6)	寡婦（特例）・寡夫・勤労学生控除	27万円（特例 35万円）

2. 続けて手当を受けられる場合

● 現況届(毎年6月に提出)

6月分以降の児童手当等を受けられるには現況届が必要です!

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】

○請求者が被用者(会社員など)の場合

→ 健康保険被保険者証の写しなど

○その年の1月1日に今の市区町村に住居登録のなかつた方

→ 前住所地の市区町村長が発行する

児童手当所得証明書(前年分)

この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

3. 以下の1~4に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
4. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

所得制限限度額 (平成24年6月分の手当より)

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

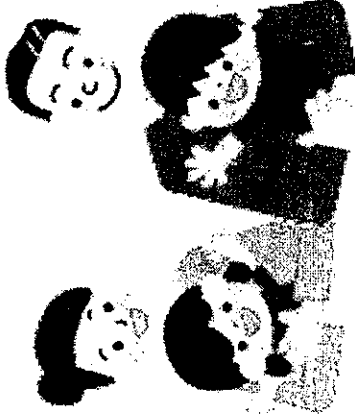
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

※ 児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特別給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

児童手当制度 のご案内



毎年6月の現況届をお忘れなく!

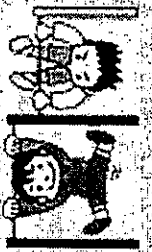
お問い合わせ先

葉山町保健福祉部子ども育成課
〒240-0192葉山町堀内2135
TEL 046-876-1111 内線221~223

厚生労働省・都道府県・市区町村

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きがあります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。



～児童手当について～

1. 支給対象
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。

（以下、児童手当と特別給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限については裏面をご覧ください）

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

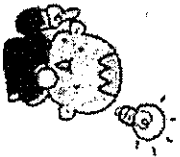
4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設設置者や里親などに支給します。



手続きの方法は…

1. はじめに行うこと

● 認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

【認定請求に必要な添付書類】

- 請求者が徴用者（会社員など）の場合
→ 健康保険被保険者証の写しなど
- 平成25年5月以降平成26年4月までに認定請求をする方で、平成25年1月1日に今の市区町村に住居登録のなかった方
→ 前住所地の市区町村長が発行する
児童手当用所得証明書（平成24年分）

この他にも、請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますが、ご注意ください。

1. 初めてお子さんが生まれたとき

● 出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村に申請が必要です！

2. 第2子以降の出生において養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

● 手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村に申請が必要です！

3. 他の市区町村に住所が変わったとき

● 転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

● お住まいの市区町村と勤務先に届出・申請をしてください！
公務員は、勤務先から支給されます。公務員になつたときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。



認定を受けたあと、引き続き児童手当を受けとるためには、毎年6月に現況届の提出が必要です！
（詳細は裏面）